実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標

地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

|施策目標| 2 |雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

施策目標

2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること

個別目標1 創業・新分野進出等に係る支援を図ること

(主な事務事業)

- 受給資格者創業支援助成金
- · 中小企業基盤人材確保助成金

個別目標 2 | 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること

(主な事務事業)

- · 中小企業人材確保推進事業助成金
- · 中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 中小企業職業相談委託助成金

個別目標3 事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生を 予防すること

(主な事務事業)

· 雇用調整助成金

個別目標 4 | 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進する こと

(主な事務事業)

- 再就職援助計画作成・指導事業
- 労働移動支援助成金

個別目標5 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動を促進すること

(主な事務事業)

・(財) 産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業

個別目標6 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会を創出すること

(主な事務事業)

- 地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)
- ·地域雇用開発促進助成金 (地域高度人材確保奨励金)
- · 地域提案型雇用創造促進事業

個別目標7 地方就職支援、U・I ターン者等を活用すること

(主な事務事業)

- · 地方就職等支援事業
- 地域雇用開発活性化事業

個別目標8 積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること

(主な事務事業)

- · 通年雇用安定給付金
- ·地域雇用開発促進助成金(沖縄若年者雇用奨励金)

個別目標9 建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図ること

(主な事務事業)

- 建設雇用改善助成金事業
- 建設労働者雇用安定支援事業

個別目標10 港湾労働者の雇用の改善等を図ること

(主な事務事業)

- 港湾労働者派遣事業
- 雇用管理者研修の実施

個別目標11 林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業を促進すること

(主な事務事業)

- · 林業雇用改善推進事業
- 林業就業支援事業

個別目標12 農林業等への多様な就業を促進すること

(主な事務事業)

· 農林業等就職促進支援事業

個別目標13 介護労働者の雇用管理の改善等を図ること

(主な事務事業)

- 介護労働者基盤人材確保助成金事業
- ·雇用管理改善等援助事業

施策の概要(目的・根拠法令等)

人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。このような観点から、

- (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
- (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進
- (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
- (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

①目的等:

中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、

- ・創業・新分野進出等に係る支援
- ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援

を行う。

- ②根拠法令等:
 - ·雇用保険法(昭和49年法律第116号)
 - ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の 改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)
- (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進
- ①目的等:

事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、

- ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進
- ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進

を行う。

- ②根拠法令等
 - ·雇用対策法(昭和41年法律第132号)第6条、第24条
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条
 - ·雇用保険法施行規則第115条第4号
- (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
- ①目的等:

雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、

- ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出
- ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用
- ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策

を行う。

- ②根拠法令等:
 - · 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第4号、第5号及び第63条第 1項第7号
- (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
- ①目的等:

産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、

- ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上
- ・港湾労働者の雇用の改善等
- 林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進
- 農林業等への多様な就業の促進
- 介護労働者の雇用管理の改善等

を行う。

- ②根拠法令等
 - ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)
 - ・港湾労働法(昭和63年法律第40号)
 - ・介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)

職業安定局雇用開発課(個別目標1,2,3、4, 主管部局・課室 職業安定局地域雇用対策室(個別目標6,7、8) 職業安定局建設・港湾対策室(個別目標9,10)

職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室(個別目標11,12)

職業安定局需給調整事業課(個別目標13)

関係部局・課室 職業能力開発局育成支援課(個別目標2)

- (1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の 縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
- ①創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業 規模の縮小等の際の失業の予防

平成18年度の雇用情勢は、有効求人倍率が、1倍を超える水準で推移し、平成19年3月においては1.03倍となるとともに、完全失業率は、平成18年4月の4.3%が平成19年3月には4.0%となり、高水準ながらも緩やかな低下傾向で推移するなど、厳し

さが残るものの、改善に広がりがみられるところである。

しかしながら、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在している。労働経済動向調査(厚生労働省)によると、平成18年度に雇用調整を実施した事業所の割合は、12-12%(※)となっている。雇用失業情勢は改善しつつあるものの、依然として完全失業者が270万人を超えている現状では、失業者の自立の支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し、失業の予防を図ることが必要となっている。

(※) 左の「12」は平成18年度第2四半期の数値、右の「12」は平成19年度第1四半期の数値。

②離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進

雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。

③出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進

最近の労働移動の状況をみると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるにもかかわらず、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は増加傾向にある。 (延べ労働移動率:平成12年 30.7%、平成13年 32.0%、平成14年 31.0%、平成15年 30.9%、平成16年 31.7%、平成17年 34.9%「雇用動向調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」)

労働移動が増加傾向にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために一層重要となっている。

(2) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

①雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

全国的には雇用情勢が改善する一方で、依然として厳しい雇用失業情勢が続いている地域が存在し、地域間格差が生じている。こうした中で、雇用機会が不足している地域や高度技能を必要とする産業が集積する地域等の雇用構造の改善を図るため、地域雇用開発促進助成金を支給し、雇用状況の厳しい地域における雇用拡大を促進する必要がある。

また、雇用情勢が厳しい中で、意欲の高い地域においては、地域提案型雇用創造促進事業を実施し、地域における雇用創造の促進を図ることが求められている。

②地方就職支援、U・Iターン者等の活用

近年、都市生活者の地方生活への関心が高まってきているものの、地方においては、依然として人材不足が問題となっている。さらに、団塊世代の高齢化に伴い、U・Iターンによる就業や起業を目指す高齢者が増加することが見込まれることから、引き続き地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより、人材の地方への移動促進を実施する必要がある。

③積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策

積雪又は寒冷の度が特に高い地域については、事業活動が季節的に変動することから、特定の産業又は事業の季節的業務に就労する労働者(以下「季節労働者」という。)にあっては季節的に離職を余儀なくされる人々が少なくない。これらの季節労働者は、平成17年度においては全国で約23.5万人となっており、そのうち約9割が北海道、東北、北陸等13道県に集中している。

そこで、季節労働者が年間を通じて働く場を確保し、その雇用の安定を図ることが 重要であることから、通年雇用安定給付金制度を設けることにより、季節労働者の通 年雇用化を促進する必要がある。

また、沖縄県の雇用失業情勢については、他地域と比較しても非常に厳しい状況であり、特に若年層の失業者が慢性的に滞留していることから、沖縄の地理的・自然的特性、伝統文化等の地域資源を活用した雇用開発のモデルとして、意欲ある起業家を中心に地域が一体となった雇用開発を推進する必要がある。

(3) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

①建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているともに、業界全体として技能の承継

や建設労働者の能力開発に取り組まなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

②林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は5万2千人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、50歳以上の者の割合が約6割を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

③介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であるが、平成20年度には500万人から520万人程度に、平成26年度には600万人から640万人程度に達すると見込まれている。)、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

| | 施策目標に関する評価 | | | | | |
|----|----------------------------------|------------------|------------------|--------|------------------|------------------|
| | 受目標に係る指標 を含む準 / まさ味期) | | | | | |
| (芝 | を成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 受給資格者創業支援助成金の支 | 11 1 4 | 11 1 0 | 11 1 0 | 11 1 / | 11 1 0 |
| | 給を受けた事業主が法人等を設 | | | | | |
| | 立し雇用保険適用事業所となっ | | | | | |
| | た日から1年経過後に雇用して | | | | | |
| | いる ①平均雇用労働者数(人) | _ | _ | | 2. 4 | 2.3 |
| | (2人以上/平成18年度) | | | | 2. 1 | 2. 0 |
| | ②事業継続割合(%) | _ | _ | _ | 97.0 | 97. 5 |
| | (95%以上/平成18年度) | | | | | 25.0 |
| 2 | 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合 | _ | _ | _ | _ | 25.0 |
| | 等の構成中小企業者の本事業終 | | | | | |
| | 了時における平均求人充足率 | | | | | |
| | (%) | | | | | |
| 0 | (22%以上/平成18年度) | 0.70 | 0.07 | | | |
| 3 | 雇用調整助成金利用事業所の事 業主都合離職割合(%) | 0. 72 (4. 34) | 3. 37 (3. 54) | _ | _ | _ |
| | (非利用事業所の同時期におけ | (4. 54) | (3. 54) | | | |
| | る事業主都合離職割合以下/平 | | | | | |
| | 成18年度) | | 0.54 | | | |
| 4 | 雇用調整助成金利用事業所のう ち保険関係消滅事業所に対して | _ | 3. 54 | _ | _ | _ |
| | 支給した額の割合(%) | | | | | |
| | (利用事業所の総支給額の10% | | | | | |
| | 以下/平成18年度) | | | | | . //. → I |
| 5 | 求職活動等支援給付金に係る離 | 31. 3 | 28. 3 | 33.6 | 34. 4 | 未集計 |
| | 職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成18年度) | | | | | |
| 6 | (財)産業雇用安定センターに | 32 | 39 | 40 | 40 | 46 |
| | おける出向・移籍の成立率(%) | | | | | |
| | (40%以上/平成18年度) | | | | 101.0 | 157.0 |
| 7 | 地域雇用開発促進助成金(地域 雇用促進特別奨励金)利用事業 | _ | _ | _ | 121. 2 (0. 7) | 157. 8 (0. 8) |
| | 所の常用労働者の増加率(%) | | | | (0.1) | (0.0) |
| | (地域雇用促進特別奨励金利用 | | | | | |
| | 事業所における計画開始日から | | | | | |
| | 第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加 | | | | | |
| | 本が地域内の全適用事業所の同 | | | | | |
| | 期間における常用労働者数の増 | | | | | |
| _ | 加率を上回る/平成18年度) | | | | | |
| 8 | 地域提案型雇用創造促進事業利用共職者等の計職体教(件) | _ | _ | _ | 8, 155 | 9, 663 |
| | 用求職者等の就職件数(件) (地域提案型雇用創造促進事業 | | | | (7, 214) | (8, 329) |
| | を実施した地域の実績が、各協 | | | | | |
| | 議会において年度ごとに設定し | | | | | |
| | た目標数を上回る/平成18年度) | | | | 00.0 | 00.0 |
| 9 | 地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)利用事業 | _ | - | _ | 29. 3 (0. 9) | 29. 0 (3. 5) |
| | 所の常用労働者の増加率(%) | | | | (0.9) | (5.5) |
| | (地域高度人材確保奨励金の利 | | | | | |
| | 用事業所における計画開始日か | | | | | |
| | ら第2期支給申請日の1年経過 | | | | | |
| | 後までの常用労働者の増加率が 地域内の全適用事業所の常用労 | | | | | |
| 1 | 地域的少土迴用事表別の市用力 | ı | | | ı l | I |

| | | | | | • | , |
|----|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 働者数の増加率を上回る/ 平成 18年度) | | | | | |
| 10 | 建設教育訓練助成金の助成対象 となった技能実習を行った者の うち、訓練後、技能検定を受検 | _ | | _ | | 98. 4 |
| | した者の合格率(%) (60%以上/平成18年度) | | | | | |
| 11 | 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合(%) | 89. 3 | 92. 7 | 89. 9 | 90. 9 | 92. 5 |
| | (80%以上/平成18年度) | | | | | |
| 12 | 林業就業支援事業修了者の就職 率(%) (63%以上/平成18年度) | _ | _ | _ | 63 | 67 |
| 13 | 就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合(%) (35%以上/平成18年度) | | _ | 33 | 35 | 33 |
| 14 | 介護労働者基盤人材確保助成金 を受給したことにより、当該事 業所における雇用管理改善への 取組が向上した事業主の割合 (%) (80%以上/平成18年度) | _ | _ | | _ | 97. 4 |

(調査名・資料出所、備考)

①指標1

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合:雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。
- ②指標 2

資料出所:独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

③指標3及び4

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・指標1の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段(括弧内) は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、
 - ①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
 - ②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の10%以下であることを目指すこととしている。
- ④指標 5

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:平成18年度の数値は年度終了後3か月経過以降に確定するため、現時点では未 集計である。

⑤指標 6

資料出所:(財)産業雇用安定センターの調べによる。

備考:平成19年度においては、出向・移籍の成立率43%以上を目指すこととしている。

⑥指標 7

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

⑦指標8

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造 促進事業については、平成17年度より実施している。

⑧指標 9

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。

⑨指標10

資料出所:本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査(職業安定局。平成18年度より調査開始。)。

⑩指標11

資料出所:職業安定局調べによる。

⑪指標12、13

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:就農等支援コーナーは、平成15年7月より運用。

⑪指標14

資料出所:助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局の調べによる。)。

施策目標の評価

- (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に 関する指標2について、平成18年度実績は目標を上回っている。
- (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進 雇用調整助成金に関する指標3及び指標4、(財)産業雇用安定センターに関する 指標6について、実績はいずれも目標を上回っている。
- (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 地域雇用開発促進助成金に関する指標7及び指標9、地域提案型雇用創造促進事 業に係る指標8について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。
- (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

個別目標に関する評価

個別目標 1 創業・新分野進出等に係る支援を図ること

個別目標に係る指標

| ア | ウトカム指標 | | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 受給資格者創業支援助成金の支 | | | | | |
| | 給を受けた事業主が法人等を設 | | | | | |
| | 立し雇用保険適用事業所となっ | | | | | |
| | た日から1年経過後に雇用して | | | | | |
| | いる | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標1と同じ | | | | | |
| | ①平均雇用労働者数(人) | _ | | _ | 2.4 | 2.3 |
| | (2人以上/平成18年度) | | | | | |
| | ②事業継続割合(%) | _ | _ | _ | 97.0 | 97. 5 |
| | (95%以上/平成18年度) | | | | | |
| 2 | 中小企業基盤人材確保助成金の | _ | _ | _ | 2. 20 | 3.70 |
| | 支給終了後、新たに雇用された | | | | | (3.20) |
| | 人数の平均(人) | | | | | |
| | (3人以上(助成額を上乗せし | | | | | |
| | ている同意雇用機会増大地域は | | | | | |
| | 4 人以上) /平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標2と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

①指標1

資料出所:職業安定局調べによる。

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合:雇用保険データにおける助成金 利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業 継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人 等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、 事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。
- ②指標 2

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:括弧内の数字は同意雇用機会増大地域の実績値であり、平成17年度は同意雇用 機会増大地域に係る施策を実施していない。

| Ž | 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|---|-----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 1 | 受給資格者創業支援助成金支給決 | | 577 | 1,641 | 1,605 | 1, 222 |
| | 定件数(件) | _ | 1,822 | 3, 084 | 4, 501 | 2,886 |
| 1 | 受給資格者創業支援助成金支給決 | | 592 | 2, 224 | 2, 380 | 1,709 |
| | 定金額(百万円) | _ | 1,821 | 3, 084 | 5, 986 | 4,001 |
| 2 | 中小企業基盤人材確保助成金にお | _ | 16 | 3, 347 | 5,824 | 5, 373 |
| | ける支給対象者数 (人) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

①指標1

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・受給資格者創業支援助成金は、平成15年2月からの事業であるが、雇用保険の適用 事業主となった日の翌日から起算して3か月後に1回目の支給申請が行われること から、平成15年度からの支給となる。
- ・参考指標の支給決定件数及び支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下 段は予算上の数値である。
- ・支給申請は2回に分けて行われるが、件数は助成対象となる事業所数、金額は第1回と第2回の支給金額の合計。
- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続率については、平成17年度から集計を 開始している。

②指標 2

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。
- ・中小企業基盤人材確保助成金は平成15年6月から実施したものである。

個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標1

景気が回復を続けている中で、こうした景気回復の動きを創業を通じた雇用機会の 創出へ確実に結びつけていくことが重要であり、創業支援策をより一層積極的に展開 していく必要がある。こうした中で、受給資格者創業支援助成金により雇用保険の受 給資格者の創業を支援することは、失業者本人の自立促進はもとより、新たな雇用機 会の創出を促進する

観点からも有効な手段である。

平成18年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1 年経過後の平均雇用労働者数が2人以上であり、また、事業を継続している割合も95 %以上と目標を達成しており、今後も着実に利用されることが予想され、有効に機能 していると考えられる。

なお、平成18年度の執行率については前年度と同水準(平成18年度43%、平成17年 度40%)となっており、また、本事業は、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れ た労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援の ため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採っており、効率的と考えられる。

②指標 2

中小企業基盤人材確保助成金は、目標(アウトカム:3人)を上回る3.70人が新た に雇用されていることから、本助成金が雇用機会の創出について有効に機能したもの と思料する。また、効率性の観点からも単なる労働者の雇入れに対する支援に比べ基 盤人材の雇入れが波及して一般労働者の雇用を促進しているため効果的であったと思 料する。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 |

· 受給資格者創業支援助成金

4,001百万円 (補助割合: 「国 平成18年度

一般会計、厚生保<u>険特会、</u>労働保<u>険特会、</u>その他 () 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 実施主体

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他

概要:失業者(雇用保険の受給資格者)自らが創業し、雇用保険の適用事業の事業主 になった場合、創業に要した費用の一部を助成する。

事務事業名 : 中小企業基盤人材確保助成金

[4,025百万円(補助割合:[国 平成18年度 算 額

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体

その他(

概要: 中小企業基盤人材確保助成金は、創業・新分野進出等に伴い中小企業者が経営 基盤の強化に資する人材を雇い入れた場合に助成する。

中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| / | | | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 中小企業人材確保推進事業助成金 | _ | | _ | | 25.0 |
| | の支給を受けた事業協同組合等の | | | | | |
| | 構成中小企業者の本事業終了時に | | | | | |
| | おける平均求人充足率(%) | | | | | |
| | (22%以上/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標2と同じ | | | | | |
| 2 | 中小企業雇用創出等能力開発助成 | _ | _ | _ | | 58.8 |
| | 金の対象となった従業員が受けた | | | | | |
| | 職業能力開発検定等(訓練に密接 | | | | | |
| | に関係するものに限る。)の合格 | | | | | |
| | 率 (%) | | | | | |
| | (50%以上/平成18年度) | | | | | |
| 3 | 中小企業職業相談委託助成金支給 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 後の離職率(%) | | | | | |
| | (11%以下/平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

- ①指標 1
 - ・独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。
- ②指標 2
 - ・独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。
- ③指標3
 - ・平成18年度より創設された中小企業職業相談委託助成金は受給後1年経過した企業における離職率を調査する予定であったが、助成対象事業又は助成対象期間(受給資格認定を受けてから最大1年)が終了した企業がおらず本助成金を受給した企業がないため、「一」としている。

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 中小企業人材確保推進事業助成金 | | 100 | 194 | 270 | 287 |
| における支給団体数 (団体) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

①指標1

資料出所:独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

備考:中小企業人材確保推進事業助成金は平成15年6月から実施されたものである。

|個別目標 2 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)|

①指標 1

中小企業人材確保推進事業助成金は、目標(アウトカム:22%)を上回る25%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと思料する。また、効率性の観点からも個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広に行えたため効果的であったと思料する。

②指標 2

中小企業雇用創出等能力開発助成金は、目標(アウトカム:50%)を上回る58.8% の職業能力開発検定等(訓練に密接に関係するものに限る。)の合格率であったことから、本助成金を活用し職業訓練等を受けることにより、その雇用する労働者の能力・技術の向上のために有効に機能したものと思料する。また、効率性の観点からは、本助成金の活用により中小企業における訓練費用などのインセンティブ面で、訓練機会の確保につながることから、雇用する労働者の能力・技術の向上が効率的に行われたものと思料する。

③指標3

中小企業職業相談委託助成金は、当初計画していた実態把握方法では評価ができな

かったことから、その評価手法について検討し評価する必要がある。

以上のことから、アウトカム指標3については検討の余地があるものの、本取組は、 個別目標の達成に概ね有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 事務事業名 中小企業人材確保推進事業助成金

平成18年度 1,932百万円 (補助割合: [国]) 予 算 額 その他

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会 実施主体 本省、厚生局、労働局<u>(監督署、安</u>定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(

概要:中小企業人材確保推進事業助成金は、事業協同組合等が構成中小企業者におけ る雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った場合、 当該事業に要した経費の一定額を助成する。

:中小企業雇用創出等能力開発助成金

平成18年度

予 算 額

その他(

概要:中小企業雇用創出等能力開発助成金は、個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者が事業所内外で事業の高度化、新分野進出等又は青少年の雇用創出に必 要な職業訓練等を実施した場合、要した経費及び賃金の1/2を助成する。 事務事業名 中小企業職業相談委託助成金

平成18年度

額

|110百万円(補助割合:[国 /][/]) |一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() |本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 |都道所県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体

その他(

概要:中小企業職業相談委託助成金は、中小企業者がメンタルヘルス相談を含めた職業相談を外部委託により実施した場合、当該措置に要した経費の一定額を助成する。

事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| / | ソトルム1日伝 | | | | | |
|---|------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 雇用調整助成金の利用事業所の事 | 0.72 | 3. 37 | _ | _ | _ |
| | 業主都合離職割合(%) | (4.34) | (3.54) | _ | _ | _ |
| | (非利用事業所の同時期における | | | | | |
| | 事業主都合離職割合以下/平成18 | | | | | |
| | 年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標3と同じ | | | | | |
| 2 | 雇用調整助成金利用事業所のうち | _ | 3. 54 | _ | _ | _ |
| | 保険関係消滅事業所に対して支給 | | | | | |
| | した額の割合 (%) | | | | | |
| | (利用事業所の総支給額の10%以 | | | | | |
| | 下/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標4と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・指標1の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段(括弧内) は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、
 - ①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
 - ②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の10%以下

を目指すこととしている。

| 乽 | | | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|---|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 雇用調整助成金の対 | 休業 (千人) | 913 | 121 | 29 | 24 | 10 |
| | 象者数(延べ) | | (新)833 | (新)121 | (新) 29 | (新) 24 | (新) 10 |
| | | | (旧) 79 | (旧) 0 | (旧) 0 | (旧) 0 | (旧) 0 |
| | | 教育訓練(千 | 84 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人) | (新) 57 | (新) 4 | (新) 1 | (新) 1 | (新) 1 |
| | | | (旧) 26 | (旧) 0 | (旧) 0 | (旧) 0 | (旧) 0 |
| | | 出向(人) | 284 | 125 | 68 | 17 | 0 |
| | | | (新)157 | (新)105 | (新) 68 | (新) 17 | (新) 0 |
| | | | (旧)127 | (旧) 20 | (旧) 0 | (旧) 0 | (旧) 0 |
| 2 | 雇用調整助成金のす | 2 給決定金額 | 15, 976 | 2, 301 | 676 | 512 | 229 |
| | (百万円) | | 25, 486 | 26, 186 | 17, 918 | 14, 167 | 10, 194 |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・支給決定金額の上段は職業安定局集計による実績、下段は予算上の数値である。
- ・参考指標の(新)は改正法による対象者数、(旧)は改正法以前の指定業種の対象 者数を示す。
- ・平成18年度の実績は速報値である。
- ・平成13年10月の改正により、指定を受けた業種に限らず、一定の事業活動の縮小がみられる一般事業主について助成することとした。
- ・平成15年4月に支給限度日数を引き下げる等の見直しを行った。
- ・「休業」及び「教育訓練」は千人単位なので、必ずしも(新)と(旧)の合計値と 一致しない。

個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

全国的には雇用情勢は改善しているが、事業所単位では、依然として事業活動の減少による一時的な雇用調整を行う必要がある事業所が存在しており、平成18年度は、前年度と比べ約14千人減ったものの、延べ約10千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。

雇用調整助成金を利用した事業所における事業主都合離職割合は3.37%と非利用事業所 の同時期における数値(3.54%)を下回っており、また、利用事業所のうち保険関係消 滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の3.54%(10%以下)となってお り、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

本助成金支給額の実績減は、最近の景気回復等による雇用失業情勢の改善によるもの と考えられる。予算額と実績額の乖離があるが、そもそも本助成金が雇用のセーフティ ネットとしての役割を担っており、年度途中で不足が生じることのないよう一定の予算 を計上していることによるものである。近年では新潟中越地震により被災した事業所に 対して特例措置を講じ柔軟な制度運営を行っている。しかしながら、予算要求額と実績 額の乖離にかんがみ、今後、事業執行率やセーフティネットとしての役割を踏まえつつ、 適正な予算額となるよう検討する必要がある。

本助成金は、労働者の失業の予防を図ることを目的としており、平成18年度は、約5万人日の休業に対して本助成金が支給されたが、これは労働者約1万人、1人当たり平 均休業日数約4.8日に相当する(平成18年度支給実績より)。本助成金の利用1年経過 後の助成金利用事業所における対象者の雇用維持割合は約75.0%となっており、仮に本 助成金がなく対象者が離職していた場合の失業給付金基本手当は推計約111億円となる。 本助成金支給額は2.3億円であることから、費用面で効率的な効果があったものと思料 する。

また、本助成金は雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応 じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われていると 思料する。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 |

雇用調整助成金 事務事業名

10,194百万円(補助割合: 国 /][一般会計、厚生保<u>険特会</u>、労働保険<u>特会</u> 平成18年度])

額

実施主体

一般会計、厚生保<u>険特会、労働保険特会、その他()</u> 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により一時的に事業活動の 縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用す る労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、雇用調整助成 金を支給し、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。

離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| ノワトル | ム拍悰 | | | | | |
|---------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 生/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| | 動等支援給付金に係る離職 | 31.3 | 28.3 | 33.6 | 34. 4 | 未集計 |
| | 月以内の就職率(%) | | | | | |
| | 以上/平成18年度) | | | | | |
| | 目標に係る指標5と同じ | | | | | |
| | 支援給付金の支給を受けた | 16. 7 | _ | 14. 5 | 7. 1 | 12. 1 |
| | のうち、当該給付金を活用 | | | | | |
| | 就職支援会社に支援を委託 | | | | | |
| | ても、当該給付金の支給対 | | | | | |
| | 者の再就職は難しくなかっ | | | | | |
| | る事業所の割合 (%) | | | | | |
| | 以下/平成18年度) | | | | | |
| | 支援給付金の支給を受けた | _ | _ | _ | _ | 20. 1 |
| | が、再就職支援を委託した | | | | | |
| | うち、早期再就職が実現し | | | | | |
| | の割合 (%) | | | | | |
| | 以上/平成18年度) | | | | | |
| | 習支援給付金に係る対象労 | 93. 0 | 93. 2 | 93. 2 | 94. 4 | 未集計 |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 雇入れ後1年経過時の定着 | | | | | |
| 率 (%) | | | | | | |
| (93%) | 以上/平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ①指標1
- ・平成18年度の数値は年度終了後3か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。
- ②指標 2
- ・平成15年度は制度見直しに伴う対象事業所の変動があったため集計せず。
- ③指標3
- ・平成18年度から集計を開始する。
- ④指標 4
- ・平成18年度の数値は年度終了後6か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。

個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

労働移動支援助成金の趣旨は、離職を余儀なくされる労働者等に対して支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図ることであり、個別目標に係る指標2及び指標3については目標を達成していることから、残る2つの指標の達成状況について注視する必要はあるものの、本取組は個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 労働移動支援助成金 (求職活動等支援給付金)

平成18年度 [572百万円 (補助割合: [国 /][/][/])

予 算 額 一般会計、厚生保険特会 労働保険特会 その他(

実施主体: 本省、厚生局 <u>労働局</u> 監督署 <u>安定所</u> 均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(

概要:求職活動等支援給付金は、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者に対し、求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主、当該対象者の再就職先となり得る職場体験講習を実施した事業主又は、職場体験講習で受け入れた当該対象者をその離職から一定期間内に雇い入れた事業主に対し、一定額を助成する。

事務事業名 | 労働移動支援助成金 (再就職支援給付金) 平成18年度

| 593百万円 (補助割合: [国 /][/][| 一般会計、厚生保険特会 | 労働保険特会 | その他 予 算 額

実施 主体 本省、厚生局 | 労働局 | 監督署 | 安定所 | 均等室)、検疫所

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:再就職支援給付金は、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者について、 その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に委託し、その離職から一定期間内に再 就職を実現した事業主に対し、要した費用の一部を助成する。

事務事業名 '労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)

平成18年度

その他(

概要:定着講習支援給付金は、再就職援助計画又は求職活動支援書等の対象者をその 離職から一定期間内に雇い入れ、定着講習を実施した事業主に対し、一定額を助成する。

出向・移籍支援事業による円滑な労働移動を促進すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| (達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 (財)産業雇用安定センターにお | 32 | 39 | 40 | 40 | 46 |
| ける出向・移籍の成立率(%) | | | | | |
| (40%以上/平成18年度) | | | | | |
| ※施策目標に係る指標6と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:(財)産業雇用安定センターの調べによる。 備考:

・平成19年度においては、出向・移籍の成立率43%以上を目指すこととしている。

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-------------------|---------|--------|-------|--------|--------|
| 1 (財)産業雇用安定センターにお | 10, 383 | 10,002 | 9,661 | 7, 025 | 5, 478 |
| ける出向・移籍の成立数 (人) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:(財)産業雇用安定センターの調べによる。

個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 産業界の相互協力の下で、労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するために設立された(財)産業雇用安定センターにおいて実施されており、それぞれの産業におけ る出向・移籍のニーズに関する情報が集約できることから、効率的に出向・移籍を成立 させることができているものと考える。

また、平成18年度の出向移籍の成立率は46%と目標値である40%を大きく上回ってお り、円滑な労働移動の促進に寄与しており、有効に機能している。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効・効率的であったと評価できる。施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | 事務事業名 (財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業 平成18年度 3,445百万円 (補助割合: [国10/10 (一部2/3あり)]) 予 算 額 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 実 施 主 体 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立方政法人、社会福祉法人、公益法人

その他((財)産業雇用安定センター)

概要:産業構造の変化等に伴う労働力需給変化に対応した産業間・企業間労働移動の 円滑化に寄与するため、出向・移籍支援事業を実施する(財)産業雇用安定センターの運営費の一部を助成し、失業の予防及び雇用の安定を図る。

雇用情勢の厳しい地域における雇用機会を創出すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| ノソトルム担係 | | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|----------|----------|
| (達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| ┃1┃地域雇用開発促進助成金(地域雇 | _ | _ | _ | 121.2 | 157.8 |
| 用促進特別奨励金)利用事業所の | | | | (0.7) | (0.8) |
| 常用労働者の増加率(%) | | | | | |
| (地域雇用促進特別奨励金利用事 | | | | | |
| 業所における計画開始日から第3 | | | | | |
| 回特別奨励金支給申請日の1年経 | | | | | |
| 過後の常用労働者の増加率が地域 | | | | | |
| 内の全適用事業所の同期間におけ | | | | | |
| る常用労働者数の増加率を上回る | | | | | |
| /平成18年度) | | | | | |
| ※施策目標に係る指標7と同じ | | | | | |
| 2 地域提案型雇用創造促進事業利用 | _ | _ | _ | 8, 155 | 9,663 |
| 求職者等の就職件数(件) | | | | (7, 214) | (8, 329) |
| (地域提案型雇用創造促進事業を | | | | | |
| 実施した地域の実績が、各協議会 | | | | | |
| において年度ごとに設定した目標 | | | | | |
| 数を上回る/平成18年度) | | | | | |
| ※施策目標に係る指標8と同じ | | | | | |
| 3 地域雇用開発促進助成金(地域高 | _ | _ | _ | 29.3 | 29.0 |
| 度人材確保奨励金)利用事業所の | | | | (0.9) | (3.5) |
| 常用労働者の増加率(%) | | | | | |
| (地域高度人材確保奨励金の利用 | | | | | |
| 事業所における計画開始日から第 | | | | | |
| 2期申請日の1年経過後までの常 | | | | | |
| 用労働者の増加率が地域内の全適 | | | | | |
| 用事業所の常用労働者数の増加率 | | | | | |
| を上回る/平成18年度) | | | | | |
| ※施策目標に係る指標9と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ①指標1及び3
- ・上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率 の実績値である。
- ・本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ②指標 2
- ・上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。
- ・地域提案型雇用創造促進事業については、平成17年度より実施している。

| 参 | | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|---|-----------------|-------|--------|--------|---------|---------|
| 1 | 地域雇用開発促進助成金(地域雇 | 328 | 1, 235 | 2, 337 | 3, 094 | 4,018 |
| | 用促進特別奨励金)支給決定金額 | (122) | (349) | (605) | (639) | (485) |
| | (百万円) | 1,543 | 2,008 | 2,092 | 2, 989 | 3, 261 |
| | | (401) | (804) | (759) | (481) | (175) |
| 2 | 地域雇用開発促進助成金(地域高 | | 4 | 28 | 133 | 167 |
| | 度人材確保奨励金)支給決定金額 | (11) | (17) | (9) | (1) | (0) |
| | (百万円) | _ | 0 | 84 | 207 | 197 |
| | | (397) | (267) | (14) | (0) | (0) |
| 3 | 地域雇用開発促進助成金(地域高 | | 7 | 53 | 247 | 285 |
| | 度人材確保奨励金)支給決定人数 | (19) | (24) | (19) | (1) | (0) |
| | (人) | _ | 0 | 180 | 456 | 384 |
| | | (270) | (172) | (18) | (0) | (0) |
| 4 | 地域提案型雇用促進事業利用求職 | | _ | _ | 55, 835 | 83, 819 |

| I | | 者等の数 (人) | | | | |
|---|---|----------------------------------|---|--|---------|---------|
| | 5 | 地域提案型雇用促進事業による事業利用企業等の数(件) | _ | | 14, 877 | 20, 417 |
| | 6 | 地域提案型雇用創造事業による事 業利用企業等の雇入数(人) | _ | | 3, 289 | 6, 471 |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

①指標1

- ・上段は実績値、下段は予算上の数値。
- ・括弧内は平成17年3月末で廃止された助成金に係る数値である。
- ②指標2及び3
- ・上段は実績値、下段は予算上の数値。
- ・括弧内は平成15年5月末で廃止された助成金に係る数値である。
- ③指標 4~6
- ・数値は実績値である。
- ・地域提案型雇用創造促進事業については、平成17年度より実施している。

個別目標6に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標 1

地域雇用促進特別奨励金は、同奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が157.8%に対して、当該地域内の全適用事業所の増加率が0.8%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着に有効に機能している。

また、本助成金は、事業所の設置・整備及び雇入れ直後に第1回目の支給を、その後、1年おきに労働者の定着している事業所に、2回目、3回目の支給を行う方式を採っており、雇い入れた労働者の雇用の継続性の担保に、効率的であると評価できる。なお、本助成金は、平成19年度に雇用開発奨励金に改正され、引き続き、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着を目指していくこととしている。

②指標 2

平成18年度は、101地域で地域提案型雇用創造促進事業を実施し、各地域における 就職件数の実績は、事業実施主体である「地域雇用創造協議会」において設定した目 標数を32.7%上回り、本事業は地域の雇用機会の創出に有効に機能していると評価で きる。

また、本事業は、やる気のある地域が提案する事業の中から雇用創造効果が高いものを選択し、委託するものであり、地域のきめ細やかなニーズを吸収した地域の雇用 創出に効率的であると評価できる。

なお、市町村等からの本事業実施のニーズも依然として高いことからも、平成19年度からは、改正地域雇用開発促進法に基づき、「地域雇用創造推進事業」として、引き続き支援を図ることとしている。

③指標3

地域高度人材確保奨励金は、地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が29.0%に対して、地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率が3.5%であることから、目標とした地域の労働者の増加率を大幅に上回り、本助成金は、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着について有効に機能していると思料できる。

また、本助成金は、雇入れ後、半年おきに労働者の定着している事業所に第1回目、第2回目の助成金の支給を行っているため、雇い入れた労働者の雇用の継続性の担保に効率的であると思料できる。

なお、本助成金は、平成19年度に中核人材活用奨励金に改正され、引き続き、地域の労働者の雇用促進と労働者の定着を目指していくこととしている。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | 事務事業名 ; 地域雇用開発促進助成金 (地域雇用促進特別奨励金) 平成18年度 3,526百万円(補助割合:[国 一般会計、厚生保<u>険特会、労働保険特会</u>、その他 () 本省、厚生局、<mark>労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所</mark> 予 算 額 実施主体 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(概要:雇用機会が不足している地域における雇用構造の改善を図るため、その地域内 で事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を、常用労働者として雇い入 れる事業主に対して、事業所の設置・整備に係る費用及び雇い入れた対象労働者の数に 応じて地域雇用開発促進助成金 (地域雇用促進特別奨励金) を支給する 事務事業名 地域雇用開発促進助成金 (地域高度人材確保奨励金) | 197百万円(補助割合:[国 /][/]) | 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 | 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 平成18年度 その他(概要:高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域の雇用開発を促進するた めに、当該地域に所在する事業所であって、高度技能労働者を受け入れ、又はそれに伴 い地域求職者を雇い入れる事業主に対して、地域雇用開発助成金(地域高度人材確保奨 励金)を支給する 事務事業名 ¦ 地域提案型雇用創造促進事業 百万円(補助割合:[国 平成18年度 般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 予算額 実施主体 その他 (協議会) 概要:雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案し た、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式に より雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。

地方就職支援、U・Iターン者等を活用すること

個別目標に係る指標

| ▮ ノソトルム指標 | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| (達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 地域就職支援センター利用者のうち、就職者の割合(%) (12.6%以上/平成18年度) | 4. 9 | 6. 3 | 8. 4 | 10. 3 | 9. 9 |
| 2 地域雇用開発活性化事業実施地域 における雇入れ数(人) (500人以上/平成18年度) | _ | _ | | | 135 |

(調査名・資料出所、備考)

①指標 1

資料出所:地方就職支援センターにおける業務取扱状況による。

②指標 2

資料出所:事業終了後、委託先中小企業団体等の調査による。

備考:地域雇用開発活性化事業については、平成18年度より実施している。

個別目標7に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標 1

平成18年度における「地方就職支援センター」の就職率は前年度を下回る結果とな っている。減少の理由としては、「地方就職支援センター」へ相談に来訪する求職者 が年々高齢傾向となっており、年齢のミスマッチによる未就職者が増えていること、 インターネットの普及に伴い「地方就職支援センター」を利用せず、個人で情報収集 する求職者が増えてきたこと等が考えられる。したがって、今後は、「地方就職支援センター」の利用者を拡大させるため周知活動を充実させるとともに、各道府県(東 京事務所)等とより一層の連携を図ることとしている。

②指標 2

U・Iターンは、雇用施策の面のみならず、住宅問題、求職者の家族問題等の多岐 にわたる問題の解決が必要である。平成18年度は事業開始初年度であり、目標に達していないが、実績等を参考の上、目標設定の見直しを、今後検討していく。なお、都市部高齢人材の招致を図ることで、今後、産業・企業の活性化が図られ、雇用拡大の波及効果が期待できると考えている。

以上のことから、今後、アウトカム指標の達成状況について注視し、必要に応じ目標 設定の見直し等について検討する必要がある

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他(本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 実施主体

その他(

概要: 地方就職支援センターにおいて、U・Iターンによる地方就職希望者に対する 地方就職支援アドバイザーによるきめ細かな相談・援助や職業紹介、地方での起業を目 指す首都圏在住に対する支援施策を含めた総合的な情報提供を行う。

地域雇用開発活性化事業

平成18年度 771百万円(補助割合:[国

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会 その他

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 (中小企業団体等

概要:地域における雇用情勢の改善、「2007年問題」(1947年~1949年生の「団塊世代」 労働者の引退)の対応等のため、中小企業団体等による地域の実情を踏まえた高年齢者 の活用、後継者の確保等を図る取組を支援する。

積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策を図ること

個別目標に係る指標アウトカム指標

| / | / ソトルム指標 | | | | | |
|---|--|-------|-------|-------|---------------------------|---------------------------------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| | 積雪寒冷地における季節労働者の減少率(%) (通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の特例被保険者数の減少率を上回ること、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が増加すること/平成18年度) | | | | | |
| | 奨励金支給事業所の特例被保険者 数の減少率(地域全体の特例被保 険者数の減少率) | _ | _ | _ | ▲14.5 (▲7.2) | ▲ 11. 6 (▲ 6. 9) |
| | 奨励金支給事業所の一般被保険者 数の増加率(地域全体の一般被保 険者の増加率) | | | | 21. 7 (△ 0. 3) | 3. 9 (0. 8) |
| 2 | 沖縄県における若年労働者の増加率(%) (沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が県内全体の被保険者数の増加率を上回ること/平成18年度) | + | - | _ | 39. 0 (3. 2) | 9. 0 (2. 1) |

(調査名・資料出所、備考)

①指標 1

資料出所:職業安定局調べによる。

- ・平成16年度に通年雇用奨励金の支給を申請した北海道、青森県及び新潟県の事業 所のうち、利用実績が多い事業所(90事業所)を抜粋したものである。
- ・上段の1段目は支給を受けた事業所の特例被保険者の減少率、2段目(括弧内) は地域全体の特例被保険者の減少率、下段の1段目は支給を受けた事業所の一般 被保険者の増加率、2段目(括弧内)は地域全体の一般被保険者の増加率の実績 値である。
- ②指標 2

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・平成16年度に沖縄若年者雇用奨励金の雇用に関する計画書に基づく雇入れが完了 し、平成16年度又は平成17年度に支給を受けた事業所にかかる実績値である。
- ・上段は支給を受けた事業所の被保険者数の増加率、下段は県内全体の被保険者数 の増加率の実績値である。

| Ź | \$考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 通年雇用奨励金支給決定人数 | 8, 197 | 7,410 | 7, 126 | 7, 415 | 7, 790 |
| | | · | | | | · |
| 2 | 通年雇用奨励金支給決定金額 | 3, 955 | 3,602 | 3, 420 | 3,618 | 3, 686 |
| 3 | 沖縄若年者雇用奨励金支給決定人 | 2, 127 | 2, 279 | 1,751 | 970 | 721 |
| | 数 | | • | | | |
| 4 | 沖縄若年者雇用奨励金支給決定金 | 1,097 | 1, 107 | 861 | 357 | 257 |
| | 額 | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1~4は、職業安定局調べによる。

個別目標8に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標1

通年雇用奨励金は、本奨励金の指定地域のうち、北海道、青森県及び新潟県の事 業所で利用実績の多い事業所(90事業所)における特例被保険者の減少率が6.9%で あるのに対し、同地域における本奨励金支給事業所の特例被保険者の減少率は11.6 %であった。また、同地域における一般被保険者の増加率が0.8%であったのに対し、 本奨励金支給事業所の一般被保険者数の増加率が3.9%であったことから、目標とし た「通年雇用奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者数の減少率が地域全体の 特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数が 増加すること」を達成しており、本奨励金は積雪寒冷地における季節労働者の減少 に有効に機能している。

本奨励金は、雇用がなくなる12月16日から3月15日までの期間に継続して雇用され ることを要件としており、季節労働者の通年雇用に効率的に機能していると思料す る。

なお、今後も積雪寒冷地において季節労働者の通年雇用化をより一層図るため、 平成19年度より、通年雇用奨励金の拡充等を図っているところである。

②指標 2

沖縄若年者雇用奨励金は、支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が9.0%であ るのに対し、県内全体の被保険者数の増加率が2.1%であったことから、目標とした 「沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けた事業所の被保険者数の増加率が県内全体の 被保険者数の増加率を上回ること」を達成しており、本奨励金は沖縄県における若 年労働者の増加に有効に機能している。

また、本奨励金は、事業所の設置・整備及び雇入れ完了日から1年間が助成期間であるが、6か月ごとの2回に分けて支給を行う方式を採っており、雇い入れた労 働者の雇用の継続性の担保に効率的であると評価できる。

なお、今後も沖縄県における若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、沖縄若年 者雇用奨励金の制度の見直しを検討しているところである。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効、効率的であったと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 事務事業名 : 通年雇用安定給付金 平成18年度 : 10,382百万円 (補助割合: [国 /][/

労働保険特会 その他 一般会計、厚生保険特会

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 実施主体 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(

概要:

- ・通年雇用奨励金は、季節労働者を通年雇用化した事業主に対して、賃金の一部を助 成するものである。
- ・冬期雇用安定奨励金は、季節労働者を離職させる際に翌春の雇用を予約し、冬期間 に一定日数以上就労させるなどした事業主に対して、賃金の一部を助成するもので
- ・冬期技能講習助成給付金は、通年雇用化に必要な知識や技能を習得させるための講 習を行った事業主及び当該講習の受講者に対して支給するもの。
- ・なお、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金については、平成18年度限 りで廃止した。

地域雇用開発促進助成金(沖縄者若年者雇用奨励金 事務事業名

554百万円(補助割合:[国 平成18年度][

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会 その他 額

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 実施 主体

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(

概要:沖縄県において事業所を設置又は整備し、当該事業所において県内に居住する 30歳未満の若年求職者を雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成するものである。

建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図ること

個別目標に係る指標アウトカム指標

| | ~ワトガム指標 | | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 建設教育訓練助成金の助成対象と | _ | _ | _ | _ | 98. 4 |
| | なった技能実習を行った者のう | | | | | |
| | ち、訓練後、技能検定を受検した | | | | | |
| | 者の合格率(%) | | | | | |
| | (60%以上/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標10と同じ | | | | | |
| 2 | ワンストップサービスにおいて能 | _ | _ | _ | | 81.4 |
| | 力開発や従業員の雇用等について | | | | | |
| | 相談等を行った建設事業主等のう | | | | | |
| | ち、当該相談等を受けて教育訓練 | | | | | |
| | 及び労働移動、人材確保対策の推 | | | | | |
| | 進等の相談に対する具体的な措置 | | | | | |
| | (教育訓練の受講促進、雇用管理 | | | | | |
| | 改善措置の実施、事業主都合解雇 | | | | | |
| | の防止等)を1年以内に講じてい | | | | | |
| | る事業主等の割合(%) | | | | | |
| I | (80%以上/亚成18年度) | | | | | |

<u>| (80%以上/平成18年度</u> (調査名・資料出所、備考)

①指標1

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・本助成金の助成対象となる訓練を受講後、技能検定を受検した者に対するアンケート調査により得た割合。
- ・平成18年度より調査開始。
- ②指標 2

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

- ・ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った 事業主に対するアンケート調査により得た割合。
- ・平成18年度より調査開始。

アウトプット指標

| _ | / 1 / / 1 I I I I I | | | | | |
|---|---------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 建設雇用改善助成金支給決定件数 | 48, 695 | 42,882 | 45, 036 | 42,654 | 41, 146 |
| | (件) | | | | | |
| 2 | 建設雇用改善助成金支給決定額 | 4, 948 | 3,875 | 4, 217 | 3, 781 | 3,545 |
| | (百万円) | 5, 854 | 5,066 | 5, 221 | 4, 966 | 5, 145 |

(調査名・資料出所、備考) 資料出所:独立行政法人雇用・能力開発機構の調べによる実績(助成金支給決定額の 下段は予算上の数値である。)

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 建設教育訓練助成金の対象となっ | | | _ | 100 | 96. 1 |
| た建設労働者から、本助成金の活 | | | | | |
| 用により技能の向上が図られた旨 | | | | | |
| の評価を受けた割合(%) | | | | | |
| (80%以上/平成18年度) | | | | | |
| 2 相談等を行った事業主に対する満 | _ | _ | _ | 95.0 | 96.0 |
| 足度調査(%) | | | | | |
| (80%以上/平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

①指標 1

・平成17年度より調査開始。

②指標 2

・ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った 事業主に対するアンケート調査により得た割合。

個別目標9に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標1

建設雇用改善助成金事業については、事業主等による雇用改善等の取組は一般に費 用負担を伴うことから、経済環境が厳しい時期においては後退する傾向があるが、助 成金の支給により事業主等の負担を軽減しつつ雇用改善等の取組を促進できることか ら、雇用管理等の改善を図るための措置として有効である。実際に、建設教育訓練助成金利用者のアンケート調査でも、本助成金があったことにより技能の向上が図られ たと評価を受ける割合が96.1%、建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を 行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率が98.4%と、本助成金によ る効果が目標値を上回る結果となっており、建設労働者の能力の開発及び向上を図る 手段として有効であり、本助成金が建設労働者の能力の開発及び向上に大きく役だっ ていると思料する。

②指標 2

建設労働者雇用安定支援事業については、ワンストップサービスにおいて相談等を 受けた事業主のうち、具体的な措置(教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、 社内での伝達講習の実施等)を1年以内に講じている事業主等の割合は81.4%であり 目標の80%を上回っており、当該事業により雇用改善の措置を講じるインセンティブ を付与する手段として有効であると思料する。

これらの建設労働者の雇用の改善等を図るための措置は、企業の収益に直接結びつ くものではなく、経営環境が厳しい個別の事業主の中には、自らの企業努力での取組を講ずることが困難な所も多いことから、事業主団体及びその連合団体とともに取り 組んでいく現在の枠組みにより雇用の改善等を図っていくことは、効果的な手段であ る。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 |

事務事業名 :建設雇用改善助成金事業

5, 145百万円 (補助割合: [国 平成18年度

一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他() 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:建設労働者の能力の開発及び向上を図ることを目的として、事業主、事業主の団体又はその連合団体に対して助成を行う。また、雇用管理に関する知識を習得するため の研修を実施するために助成及び建設労働法に規定する認定団体が行う建設業務労働者の 就職又は送出就業の円滑化を図る措置等に対する助成を行う。

事務事業名 :建設労働者雇用安定支援事業

平成18年度 **| 151百万円(補助割合:[国**

厚生保険特会、 労働保険特会 その他 <u>-般会計、</u>

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、 実施 主体 検疫所

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:建設事業主等が自らの事業再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対 応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や支 援事業の活用に向けた相談援助を、ワンストップサービスで提供する。

港湾労働者の雇用の改善等を図ること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| / | | | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 雇用管理者研修を受講した者のう | | | 95. 1 | 98.0 | 95. 9 |
| | ち、役に立った旨の評価を受ける | | | | | |
| | 割合(%) | | | | | |
| | (80%以上/平成18年度) | | | | | |
| 2 | 港湾労働者派遣事業において、派 | 89. 3 | 92. 7 | 89. 9 | 90. 9 | 92. 5 |
| | 遣可能労働者の派遣のあっせんを | | | | | |
| | 行うことによる派遣成立の割合。 | | | | | |
| | (%) | | | | | |
| | (80%以上/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標11と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:

・指標1は、平成16年度より調査開始。

アウトプット指標

| / / 1 / / 1111/0 | | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 派遣元責任者研修の受講者数 | 305 | 546 | 389 | 365 | 353 |
| (単位:人) | | | | | |
| 2 雇用管理者研修の受講者数 | 745 | 632 | 776 | 594 | 529 |
| (単位:人) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 港湾労働者の就労日数のうち常用 労働者及び派遣労働者の占める割 合(日雇労働者を除いた割合) | 98. 1 | 98. 3 | 98. 2 | 98. 2 | 98. 1 |
| (%)(平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

個別目標10に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

①指標 1

雇用管理者研修については、529名の雇用管理者に対して、常用労働者によって荷役作業を行うことを原則とする港湾労働法の趣旨の徹底を図っており、さらに受講者から役立った旨の評価を受ける割合は95.9%に達した。

②指標 2

353名の派遣元責任者に対して、港湾労働者派遣事業に関する諸事項に係る講習を行ったことにより、制度の理解が深まり、派遣成立割合92.5%という高い水準が維持されていると考えられる。

これらの結果、常用港湾労働者の就労割合は98.1%(速報値)と高い水準を維持しており、当該事業による港湾労働者の雇用の改善等が図られており、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 |

事務事業名 : 港湾労働者派遣事業 (雇用管理者研修の実施を含む) 平成18年度 : 305百万円(補助割合:[国10/10][/][予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他(

実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

(N-2-1)

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(港湾労働法上の指定法人)

概要:港湾労働法に基づく指定法人が、港湾労働者派遣事業の実施に伴い指定港湾において港湾労働者の福祉の増進を図るため、雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の業務を実施。また、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務を実施。

林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業を促進すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | | | | | |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 林業就業支援事業修了者の就職率 | _ | _ | _ | 63 | 67 |
| (単位:%) | | | | | |
| (63%以上/平成18年度) | | | | | |
| ※施策目標に係る指標12と同じ | | | | | |
| 2 職業講習会を経て、林業事業体共 | _ | | _ | _ | 19 |
| 同説明会に参加した者の就職率 | | | | | |
| (単位:%) | | | | | |
| (19%以上/平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:平成18年度より参考指標の1及び2を個別目標に係る指標の2に置き換えた。

| 参 | \$考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|---|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 林業事業体共同説明会参加者の就 | 19 | 19 | 20 | 19 | _ |
| | 職率(単位:%) | | | | | |
| 2 | 職業講習会・就職ガイダンス参加 | 16 | 13 | 12 | 18 | _ |
| | 者の就職率(単位:%) | | | | | |
| 3 | 雇用管理改善セミナーの開催状況 | 106 | 131 | 138 | 146 | 集計中 |
| | (回) | | | | | |
| 4 | 職業講習会・就職ガイダンスの開 | - | - | - | 44 | 37 |
| | 催状況(回) | | | | | |
| 5 | 林業事業体共同説明会の開催状況 | 1 | - | 1 | 17 | 18 |
| | (回) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる。

備考:平成18年度より参考指標の1及び2を個別目標に係る指標の2に置き換えた。

個別目標11に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

林業は、不安定な雇用、立ち後れた労働条件や福祉水準といった課題からくる労働者 の減少と高齢化が進んでいる。このため、雇用管理改善を促進し、雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりを進めることによって、新たな労働力の確保を図ることが必要である。こうしたことから、林業就業支援事業等を実施したところであるが、林業就業支援事業修了者の平成18年度の就職率は67%と目標を上回り、また、職業講習会を 経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率も19%と目標に達している。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 | 林業雇用改善推進事業 平成18年度 | 504百万円(補助割合:[国

一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 その他

実施主体

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:林業事業体の雇用管理改善を促進することによって、林業事業体に雇用されて いる労働者の労働条件の改善や雇用の安定を図るとともに、魅力ある職場づくりによっ て、林業労働力の確保を図っていく必要がある。

そのため、地域の実情を踏まえ、きめ細かな雇用改善を実施するためことを目的として、 林業関係者による林業雇用改善推進会議を開催する。

また、林業事業体の雇用管理改善を促進するため、林業雇用改善促進事業を実施し 中央においては、新規労働力の確保のための職業講習・就職ガイダンス、事業体共同説 明会等の一元的な実施や、全国規模の広報・啓発、情報提供を実施していくとともに、 地方においては、林業事業体に対する研修等を実施する。

事務事業名 | 林業就業支援事業

|520百万円(補助割合:[国_/_][|一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 平成18年度])

その他(予 算 額 実施主体

本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要: 林業への就業を新たに希望する求職者の中には、林業に対するイメージが先行し、林業労働に対する十分かつ的確な情報・認識を持っていない者も多いため、林業への就業を希望する求職者を対象に、林業作業体験等の講習や職業・生活相談等を実施し、 林業就業に対する意識の明確化を図り、林野庁の「緑の雇用担い手対策事業」とも連携 して林業への円滑な就業を支援し、林業労働力の確保を図る。

農林業等への多様な就業を促進すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| () | 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 就農等支援コーナー利用者に占め | | _ | 33 | 35 | 33 |
| | る就職、あっせん割合(%) | | | | | |
| | (35%以上/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標13と同じ | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:就農等支援コーナーは、平成15年度からの事業である。

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 1 農林漁業労働者の充足率(%) | 45.0 | 44. 3 | 43.0 | 42.4 | 42. 3 |
| 2 相談件数 (就農等支援コーナー) | _ | 4,843 | 6,000 | 5, 521 | 6,678 |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:職業安定局調べによる。

備考:就農等支援コーナーは、平成15年7月から運用。

個別目標12に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

個別目標に係る指標は目標値には達していないが、分子となる就職、あっせん件数(1 7年度 2,573件 $\rightarrow 18$ 年度 3,132件)、分母となる就農等支援コーナー利用者(17年度 7,375件 $\rightarrow 18$ 年度 9,534件)といずれも大きく伸びており、就農を希望する者の農業への 理解を深め、若年無業者の職業選択の幅を広げ就業意識の明確化を図る上で有効である と考えている。

このため、今後、個別目標の達成状況について注視する必要はあるものの、本取組は 有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | 事務事業名 | 農林業等就職促進支援事業

平成18年度

実施主体

<u>都道府県、市区町村、独立行政法人、社</u>会福祉法人、公益法人

その他

概要:農林業等の求人情報の拠点安定所への集中化を図るほか、東京、大阪及び名古 屋の拠点安定所に「農林業等就職相談コーナー」を設置する。

また、「『農林業をやってみよう』プログラム」等に基づき各都道府県1カ所の安定 所に「就農等支援コーナー」を設置し、農林業等への多様な就業希望に応えることとす る。また、インターネット等を活用し求職者に農林業等の情報提供を実施する。

農業での就業を希望するフリーター等の若者に対しては、個人の状況・希望に応じた 情報提供や農業研修のあっせん等をきめ細かな職業相談の中で行い、農業への就業を支 援する。

介護労働者の雇用管理の改善等を図ること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

| _ / | 7 1 7 2 1111/1/ | | | | | |
|-----|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (| 達成水準/達成時期) | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
| 1 | 介護労働者基盤人材確保助成金を | _ | _ | _ | _ | 97. 4 |
| | 受給したことにより、当該事業所 | | | | | |
| | に於ける雇用管理改善への取組が | | | | | |
| | 向上した事業主の割合(%) | | | | | |
| | (80%以上/平成18年度) | | | | | |
| | ※施策目標に係る指標14と同じ | | | | | |
| 2 | 雇用管理改善等相談援助事業を受 | _ | _ | _ | _ | 16. 0 |
| | けた事業所において、本事業を受 | | | | | |
| | けて一年経過した時点における同 | | | | | |
| | 事業を受けたときからの自己都合 | | | | | |
| | による離職率 (%) | | | | | |
| | (20%以下/平成18年度) | | | | | |

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:

- ・指標1は、助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査による(都道府県労
- 働局調べ)。 ・指標2は、相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査による((財)介護 労働安定センター調べ)。

| 参考指標 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-----------------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 介護基盤人材確保助成金 上段:支給額 | _ | 6, 586, 227 | 8, 516, 558 | 8, 193, 179 | 7, 525, 622 |
| 下段:対象員数 | | 8, 708 | 11, 425 | 12, 494 | 10, 143 |
| 2 介護労働者雇用管理等相談 業に係る相談・情報提供件 | 援助事 数 100,166 | 112, 549 | 122, 459 | 118, 510 | 112, 817 |

(調査名・資料出所、備考)

- ・職業安定局の調べによる介護基盤人材確保助成金の実績。
- 介護労働安定センター調べによる相談・情報提供件数。

個別目標13に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) アウトカム指標の達成状況として「介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことに より、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合」については、 目標である80%以上の水準を満たしている。また、「雇用管理改善等相談援助事業を受 けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときか らの自己都合による離職率」についても20%以下の達成水準を満たしている

介護基盤人材確保助成金については、支給要件の厳格化等により、実績額が減少して いるが、介護労働者の雇用管理の改善等を図るための助成措置は、介護事業者にとって直接収益に結びつくものではないこと、事業の開始時又は拡充時には様々な初期投資費 用を負担しなければならず財政的に厳しいこと等から、自ら雇用管理の改善等の取組を 開始する事業主は少ないといった問題点があることから、雇用管理の改善等に関心を有 する事業主に対して必要な経費を助成することは、事業主が雇用管理の改善等に取り組 むきっかけを与えるものとして有効であると考えられる。

また、雇用管理改善等相談援助事業については、相談・情報提供件数10万件以上を維 持している。

以上のことから、本取組は、個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 |

事務事業名!介護基盤人材確保助成金事業

平成18年度 6,295百万円(補助割合:[国 額一般会計、厚生保險特会 労働保険特会 その他

実施主体: 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

 : 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

 : その他(

概要:介護基盤人材確保助成金は、介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主であって、雇用管理の改善等を推進するために特定労働者(介護福祉士等の資格を有し1年以上の実務経験を有する者)を雇い入れる場合に、6か月の期間に特定労働者1人当たり70万円を助成するものである。

事務事業名 |雇用管理改善等相談援助事業

平成18年度 453百万円 (補助割合: [国 /][/])

予算額一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他(

実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検<u>疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

概要:

- ・介護労働者の雇用管理改善等のため、介護労働安定センター都道府県支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うもの。
- 理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うもの。 ・また、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した社会保険労務士や中小企業診断士など(雇用管理コンサルタント)が相談に応じるもの。
- ・その他、雇用管理責任者を対象として雇用管理者講習等を実施。

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、 総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他(

4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成19年4月10日参議院厚生労働委員会において、「特例一時金の引下げに伴って季節的な労働者の生活の安定に支障を来すことのないよう、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、季節労働者の通年雇用化など積雪寒冷地等の地域雇用対策を一層強化し実効あるものとすること。」とされている。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成19年5月31日参議院厚生労働委員会)において、「地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する雇用対策の強化に努めること。」とされている。

- ②各種政府決定との関係及び遵守状況 該当無し
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 該当無し
- ④会計検査院による指摘 該当無し
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 該当無し

| 該当無し | |
|------|--|
| 該当無し | |
| | |
| | |